

(案)

日野町森林整備計画（第1回変更）

樹立年月日
令和7年 3月31日
変更年月日（第1回）
令和8年 3月 日

計画期間

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 17年 3月 31日

鳥取県

日野町

日野町森林整備計画の変更について

1 変更の根拠

森林法第5条第5項の規定による地域情勢の変化により、同法第10条の6第1項の規定による市町村森林整備計画の変更の通知によるもの

2 変更の要旨

- 「I の第1 森林整備の現状と課題」
- 「II の第7の3 作業路網の整備に関する事項」

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 森林病害虫の駆除及び予防の方法
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病害虫の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

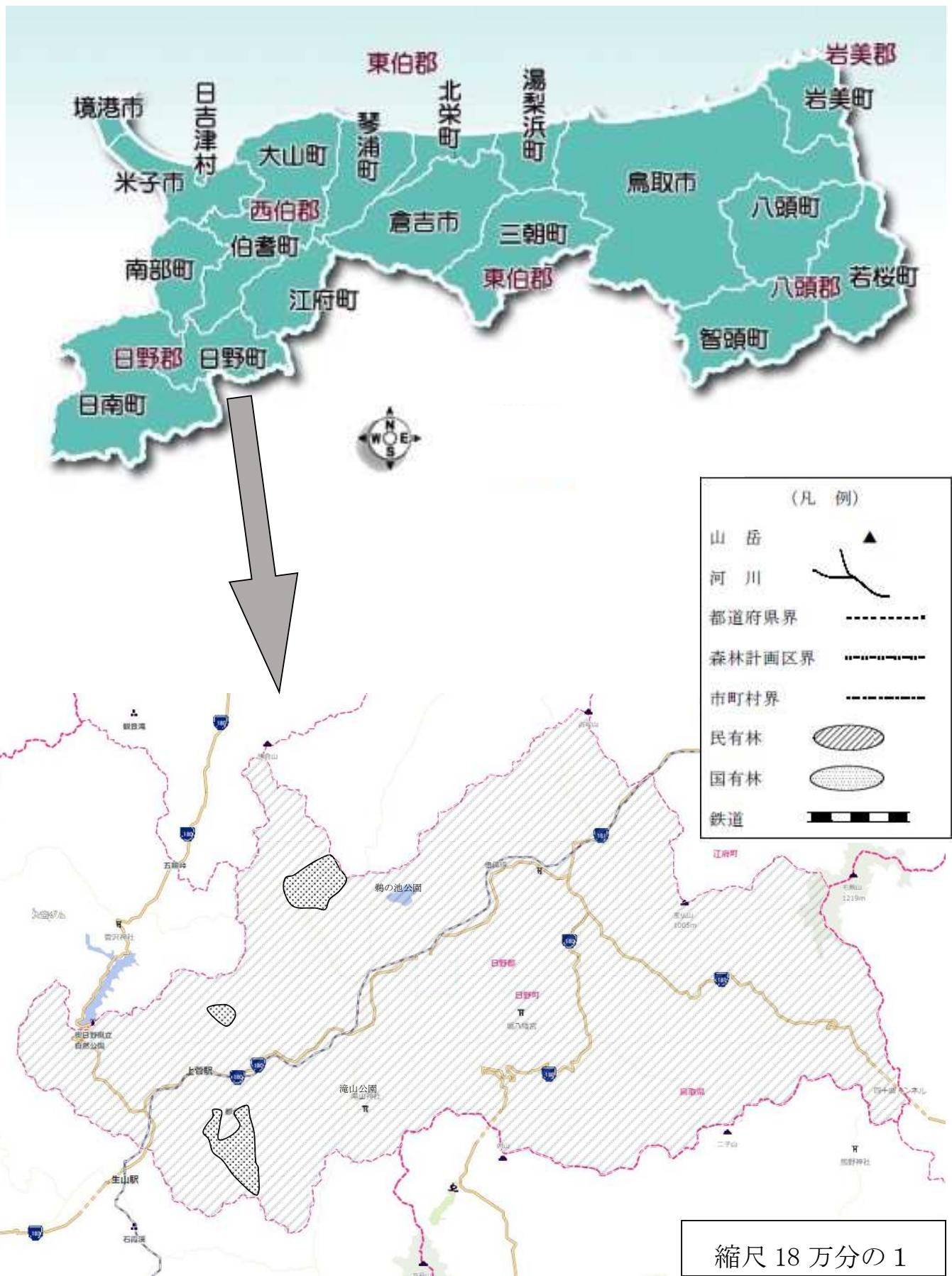
IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他の森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

森林整備市町村位置図



縮尺 18 万分の 1

I 伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、鳥取県の南西部に位置し、東部及び南部は中国山地を県境として岡山県新庄村及び大佐町、新見市に接し、北部は江府町、伯耆町、西部は南部町、日南町に接する山岳の中腹に位置している。本町の総面積は13,398haでそのうち森林面積は12,091haで総面積の約90%を占めている。民有林面積は11,700.1ha、そのうちスギ、ヒノキを中心とした人工林の面積は8,081haであり、人工林率69%で県平均を上回っている。森林資源が成熟していく中、今後ますます間伐等、適切な森林整備を実施していくことが重要である。

しかしながら、国産材需要の低迷、経営コストの上昇、林業従事者の減少、高齢化等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加している。このため町、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に、間伐、保育などの森林整備を積極的に進めることし、その基盤となる路網を推進する。更に今後は森林組合等による施業の実施体制の整備、森林組合又林業関連事業体の育成、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進による森林経営の効率化、関連施策の積極的活動等を図り森林整備の目標達成に努める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能/土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等の憩いと学びの場としている森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名称等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が發揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壤を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

注2：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮され

る効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に抑制できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注3：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能/土壤保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能を発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹	クヌギ	コナラ	その他広葉樹
町内全域	40年	45年	35年	45年	10年	10年	20年

注：標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月12日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の發揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

- (ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。
- (イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材資源の利用を図ることとしつつ、多様な木材需要に対応した林齡で伐採するものとする。
- (ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壤等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとすること。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。
- (エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとすること。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとすること。

地 域	樹 種	生 産 目 標	期 待 径 級 (cm)
町内全域	ス ギ	心 持 ち 柱 材	18
		一 般 建 築 材	26
		造 作 材	34
	ヒ ノ キ	心 持 ち 柱 材	18
		一 般 建 築 材	26
		造 作 材	34
	マ ツ	一 般 材	18
		梁 衍 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帶状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下）を基準とする。

3 その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

地 域	樹 种			
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹
町内全域	20年	25年	20年	25年

第2 造林に関する事項

1 造林に関する事項の方針

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

2 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、区域内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

区 分	樹 种 名
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ 等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県又は町等に相談の上、適當な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本／ha)
スギ、ヒノキ マツ、クヌギ ケヤキ等	中仕立て	3,000
	疎仕立て	1,500

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。 急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既住の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽するものとする。
植栽の時期	苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては、苗木の生長が終わる頃に行う。 春植えにおいては苗木の生長が始まる直前 2月下旬～5月上旬 秋植えにおいては、苗木の生長が終わる頃 10月中旬～12月上旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林と定められている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して2年以内に造林を行うこととする。

ただし、抾伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として定められている森林以外では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに的確な更新がなされない場合は、その後2年以内に造林を行うこととする。

3 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

自然条件や社会的な要請等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとすること。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
ブナ、クリ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ、カエデ類等、高木性の樹種	「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、搔き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、その以外は搔き取ることとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽搔き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により的確な更新を確保することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

(1) の基準によりその都度、判断するものとする。

5 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

本計画第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

本計画第2の2の(1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）を更新する。

6 その他必要な事項

「該当なし」

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施することとする。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

また、高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入することとする。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				標準的な間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施年齢																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30	
スギ ヒノキ	下刈	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△									
	つる切り						←	△	→		←	△	→							
	除伐							←	○	→			←	△	→					
	雪起こし	←					△								→					
	枝打ち										←		○		→	←	△	→		

(注) △は必要に応じて実行する。

3 その他必要な事項

「該当なし」

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養維持増進森林という。）

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1で定める。

イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齡以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

地 域	樹 種						
町内全域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
	50年	55年	45年	55年	20年	20年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壤保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1で定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林」という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境機能維持増進森林」という。）

風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健機能維持増進森林」という。）

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として別表2に定める。主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行いうるものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
町内全域	64年	72年	56年	72年	16年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の育成に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域として別表1で定める。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定め、別添図面3に示す。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

「該当なし」

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約の締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施するよう努める。

5 その他必要な事項

「該当なし」

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

団地的まとまりのある地域については、県又は町、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。

さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

「該当なし」

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分		作業システム	路網密度			(単位 m/ha)
			基幹路網	細部路網	全 体	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム		35~50	65~200	100~250	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム		25~40	50~160	75~200	
	架線系 作業システム			0~35	25~75	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム		15~25	45~125	60~150	
	架線系 作業システム			0~25	15~50	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム		5~15	—	5~15	

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

「該当なし」

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数			利用区域 面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長	-	箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	日野町	金持秋繩	7,500m - 1箇所			567ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	日野町	宝仏山2号	1,900m - 1箇所			698ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	日野町	ヒヤ谷	700m - 1箇所			120ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	黒谷	800m - 1箇所			145ha		森林管理道

開設	自動車道	林道	日野町	鎌倉	800m - 1箇所	132ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	津地谷中	500m - 1箇所	140ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	黒坂	1,200m - 1箇所	85ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	近江	1,200m - 1箇所	74ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	ワル谷	1,200m - 1箇所	76ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	大町	1,000m - 1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	別所つるみ	1,000m - 1箇所	42ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	久住	700m - 1箇所	60ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	平谷	700m - 1箇所	38ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	東山	800m - 1箇所	46ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	西畠	700m - 1箇所	91ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	才木谷	500m - 1箇所	84ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	川西	1,000m - 1箇所	122ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	横路2号	500m - 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	板井原2	1,200m - 1箇所	148ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	畠	500m - 1箇所	103ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	天郷	500m - 1箇所	94ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	貝原	500m - 1箇所	77ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	烟花口	1,200m - 1箇所	101ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	岩田	500m - 1箇所	66ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	峠谷	500m - 1箇所	73ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	三栗	800m - 1箇所	108ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	渡	700m - 1箇所	119ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	久谷尻	800m - 1箇所	34ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	野谷	700m - 1箇所	74ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	赤神	500m - 1箇所	58ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	宮ノ谷	500m - 1箇所	54ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	板井原1	700m - 1箇所	37ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	追原	700m - 1箇所	52ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	榎市	6,000m - 1箇所	400ha		森林管理道
拡張	改良		日野町	下黒坂	1,700m - 1箇所	68ha		その他
拡張	舗装		日野町	下黒坂	1,700m - 1箇所	68ha		その他
拡張	舗装		日野町	津地谷中	500m - 1箇所	140ha		その他
拡張	舗装		日野町	高尾	500m - 1箇所	26ha		その他
拡張	舗装		日野町	金持	600m - 1箇所	100ha		その他
拡張	舗装		日野町	倉谷	500m - 1箇所	49ha		その他
拡張	舗装		日野町	宮田	300m - 1箇所	14ha		その他
拡張	舗装		日野町	榎市	1,200m - 1箇所	58ha		その他

拡張	舗装		日野町	井ノ原	800m - 1箇所	125ha		その他
拡張	舗装		日野町	足谷	1,500m - 1箇所	77ha		その他
拡張	改良		日野町	井手ノ谷	1,600m - 1箇所	39ha		その他
拡張	改良		日野町	大林	4,500m - 1箇所	226ha		その他
拡張	舗装		日野町	かづら畑	1,600m - 1箇所	88ha		その他
拡張	改良		日野町	西畠	20m - 2箇所	82ha	○	その他
拡張	改良		日野町	大井呑	10m - 1箇所	200ha	○	その他
拡張	改良		日野町	金持池ノ元	20m - 1箇所	51ha	○	その他
拡張	改良		日野町	人向	30m - 3箇所	89ha	○	その他
拡張	舗装		日野町	朝刈	910m - 1箇所	256ha	○	その他
拡張	改良		日野町	内井谷	10m - 1箇所	215ha	○	その他
拡張	改良		日野町	古峠山	1,000m - 1箇所	70ha	○	その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

「該当なし」

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は小規模所有者であり、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めるとともに、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十全に発揮できるよう、各種事業の受委託の拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業研修会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、本町と森林組合が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取組を通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

(2) 林業後継者等の育成

県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようすることとする。

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業機械の導入は進んできているものの、小規模零細な林業経営構造や林道などの基盤整備の遅れ、急峻な地形、機械の老朽化などが林業機械を活用する上で支障となっている。

このため、森林資源の大径材化や搬出困難地への対応を考慮しつつ、経営の共同化、路網などの基盤整備、より効率的な機械や作業システムの導入及び転換を図るものとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

- ① より生産効率の高い林業機械の導入・転換
- ② 傾斜地に対応した機械、作業システムの導入
- ③ 安全対策が強化された機械の導入・転換
- ④ 環境対策型機械の推進

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 機械導入に対する助成制度の充実を図る
- ② 高性能林業機械オペレーターを養成するため、各種講習会等への参加を推進する
- ③ 路網整備など基盤整備を推進する
- ④ 経営の共同化など、まとまりのある施業及び林業機械の稼働率向上を推進する

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用促進のために必要な施設の整備について

本町内では、森林組合等が素材生産を行っているが、原木市場等の素材流通施設、製材所及びチップ工場等の加工施設は、現状ではない。山土場から町外市場等への運搬搬出にコストを要するため、木材が搬出されることなく林内に残置される場合があり、大雨の際に災害の温床となることが懸念されている。森林資源が成熟期を迎える中、森林組合等が素材生産の大幅な増産を計画しており、森林資源の利用促進、循環型林業を促進する上でも、流通加工施設の整備が必要となっている。

このため、交通の要衝であり、路網基盤整備の進んでいる林道宝仏山2号線利用区域周辺において、林産物の生産・流通・加工・販売の拠点となる木材団地を整備し、林産物の利用促進を図るとともに循環型林業の実現を図るものとする。

(2) 林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模（m ² ）	対図番号	位置	規模（m ² ）	対図番号	
チップ工場					3,000		
原木集積場					15,700		
合計					18,700		

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害防止区域を定める。

鳥獣害防止区域 「該当区域なし」

イ 鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害が近年増加し、被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、日野郡鳥獣被害対策協議会と連携して、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、鳥獣害防止対策を推進することとする。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帶としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帶としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、設定区域の巡回や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集に努めるものとする。

また、鳥獣害防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除、予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、県等の意見を聞きつつ、町の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

「該当なし」

2 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、町、森林組合及び森林所有者等により巡回を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡回、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

3 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、日野町森林等火入れに関する条例に則り行う。

4 その他必要な事項

「該当なし」

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

「該当なし」

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

「該当なし」

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

「該当なし」

4 その他必要な事項

「該当なし」

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。
- ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ 公益的機能別施業森林の施業方法
 - ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - エ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
- (2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について【別表3】のとおり定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

「該当なし」

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、原木市場や製材工場等への安定した原木供給体制を整備するとともに、町内に林産物（特用林産物）の生産・流通・加工・販売の拠点となる木材団地を整備し、森林資源の好循環を生み出し、産業の活性化、雇用創出を図るものとする。

また、木質資源の新たな用途開発等も積極的に推進し、地域の振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(1) 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			将来		
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号
滝山公園	中苔	小さなトンボ王国 約 0.5ha ツツジ山 約 5ha ほか				
鵜の池公園	下黒坂	キャンプ場約 0.5ha 林間広場 約 1 ha ほか				

県立自然公園特別地域にも指定されている滝山公園及び鵜の池公園において、県植樹祭等の緑化イベントを開催し、森林の持つ多面的機能やその意義について広く、普及、啓もうを図る。

また、鵜の池公園キャンプ場の利用促進を図るため、森林公园の魅力を広くPRするとともに、森林空間を活かした観光振興を図る。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

自然の大切さと、ふるさとへの愛着をはぐくむため、滝山公園、鶴の池公園等において、地元小学校と連携して植樹活動を実施し、緑化意識の向上を図る。また、地域住民と協働して、公園の清掃活動を行い、環境美化に努める。さらに、本町の特産物であるシイタケの普及拡大のため、地元生産者と連携して、子どもたちを対象とした植菌学習会を実施する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本町の中心を流れる日野川は、その周辺および下流域の市町村の水源として重要な役割を果たしており、森林の適正な管理が求められている。こうした森林の重要性について理解を深めるため、下流域住民に対して(1)の活動への参加を働きかけるものとする。

(3) その他

「該当なし」

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

「該当なし」

7 その他必要な事項

「該当なし」

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (h a)
	林班	林小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す 森林の区域以外)	1	A, B, C, D, E, F	
	3	A, B の一部, C, D, E, F, G, H	
	4	A, B, C, D, E, K	
	6	F, G	
	7	A, B, C, D, E	
	8	A	
	10	A, B, C の一部, D	
	11	A	
	12	A, B の一部, C, D, E	
	13	A, B, C の一部, D, E, F, G, H, I の一部, J の一部	
	14	A, B, C	
	15	A の一部	
	16	A, B, C, D, E, F	
	17	A, B, C, D	
	18	A, B, C	
	19	A, B, C, D	
	20	A, B, C, D	
	21	A の一部, B の一部, C, D	
	22	A, B, C, D	
	23	A, B, C	
	24	A, B, C の一部	
	25	A, B, C, D の一部	
	26	A の一部, B の一部, C, D, E, F, G の一部	
	27	A の一部, B, C, D, E	
	28	A の一部	
	29	A, B	
	30	A, B	

	3 1	A, B, C	
	3 2	A, B, C	
	3 3	A, B の一部, C の一部	
	3 4	A, B の一部	
	3 5	A	
	3 6	A	
	3 7	A, B	
	3 8	A	
	3 9	A	
	4 0	A	
	4 1	A	
	4 2	A	
	4 3	A, B, C, D	
	4 4	A, B	
	4 5	A	
	4 6	A の一部, B の一部, C	
	4 7	A, B	
	4 8	A	
	4 9	A, B, C	
	5 0	A, B, C, D, E	
	5 1	A	
	5 2	A	
	5 3	A	
	5 4	A, B	
	5 5	A, B	
	5 6	A, B, C, D	
	5 7	A, B, C, D の一部	
	5 8	A, B, C, D, E, F, G	
	5 9	A, B, C, D	
	6 0	A の一部, B, C の一部, D の一部	
	6 1	A, B, C, D	
	6 2	A, B の一部, C, D	
	6 3	A, B, C	

水源の涵養の機能の維持増進を図るため
の森林施業を推進すべき森林
(一部指定区域については、図1に示す
森林の区域以外)

水源の涵養の機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す 森林の区域以外)	6 4	A
	6 5	A, B, C
	6 6	A, B, C
	6 7	A, B, C
	6 8	A, B, C
	6 9	A, B, C
	7 0	A, B, C, D, E, F
	7 1	A, B, C, D
	7 2	A, B
	7 3	A の一部, B
	7 4	A, B
	7 5	A, B, C
	7 6	A, B
	7 7	A, B, C, D, E, F
	7 8	A の一部, B, C の一部, D の一部
	7 9	A, B, C の一部, D, E, F
	8 0	A, B, C の一部, D の一部
	8 1	A, B, C の一部
	8 2	A, B, C, D の一部, E
	8 3	A, B
	8 7	A の一部, B, C, F, I, J
	8 8	A, B の一部, C, D
	8 9	A の一部, B, C, D
	9 0	A, B
	9 2	A, B, C, D の一部, E の一部, F, G の一部, H
	9 3	A, B, C, D, E, F, G I
	9 4	A, B, C, D, E, F
	9 5	B の一部, C の一部, D, E, F の一部, G
	9 6	A の一部, B, C, D, E
	9 7	A, B, C の一部

水源の涵養の機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す 森林の区域以外)	9 8	A, B の一部, C, D	
	1 0 2	B, C, E, F, G	
	1 0 3	A, B, C, D, E, F, G	
	1 0 4	A, B, C, D, E, F の一部	
	1 0 5	A の一部, E の一部	
	1 0 6	A の一部, B の一部, C の一部, D の一部, E, F, G, H の一部	
	1 0 7	A, B, C の一部, D, E の一部, F, G, H, I の一部, J の一部, K の一部, L の一部, M	
	1 0 8	A の一部, B, C の一部, D, G の一部, H の一部, I の一部	
	1 0 9	E, F, G, H, I	
	1 1 0	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M の一部, N, O	
	1 1 1	A, B, C, D, E, F	
	1 1 2	A, B, C, D, E, F	
	1 1 3	A, B, C, D, E, F, G, H	
	1 1 4	A, B, C, D, E, F, G	
	1 1 5	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z	
	1 1 6	A, B, C の一部, D の一部, E, F の一部	
	1 1 7	A の一部, B, C, D の一部, E の一部, F の一部, G, H	
	1 1 8	A	
	1 1 9	A の一部, B, C の一部	
	1 2 0	A, B, C	
	1 2 1	A の一部	
	1 2 2	B	

水源の涵養の機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す 森林の区域以外)	1 2 3	A, B
	1 2 4	B, C
	1 2 5	A
	1 2 6	C の一部, D の一部
	1 2 7	A の一部
	1 2 8	A の一部, B の一部, C, D
	1 2 9	B, C の一部
	1 3 0	A
	1 3 1	A, B の一部
	1 3 2	A, B, C, D
	1 3 3	A, B, C
	1 3 4	A, B, C
	1 3 5	A, B, C
	1 3 6	A, B, C
	1 3 7	A, B の一部
	1 3 8	A の一部, B, C の一部, D
	1 3 9	C, D, E
	1 4 0	A, B, C, D, E , H, I
	1 4 2	A, B, C, D
	1 4 3	C, D, E
	1 4 4	A, B
	1 4 5	A, B, C
	1 4 6	A
	1 4 7	A, B
	1 4 8	D
	1 4 9	A
	1 5 8	A, B
	1 5 9	A
	1 6 0	A
	1 6 1	A, B, C, D, E, F の一部, G の一部
	1 6 2	C, D, E, F
	1 6 3	A

<p>水源の涵養の機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す 森林の区域以外)</p>	164	C, D, E	
	165	A, B, C, D	
	166	A, B, C, D	
	167	A, B, C, D	
	168	A, B	
	169	A, B	
	171	A, B の一部, C の一部, D の一部	
	172	A の一部	
	173	A の一部, B	
	175	A の一部, B	
	176	D, E, F	
	177	C, D, E の一部	
	178	A, B, C, D の一部	
	179	A, B, C, D の一部	
	182	A の一部, B の一部, C の一部	
	183	A の一部, B, C, D の一部	
	184	A, B, C の一部, D	
	185	A, B の一部, C の一部, D の一部	
	186	A, B の一部, C	
	187	A, B の一部, C の一部	
	188	A の一部, B の一部, C	
計		9198.66	
<p>土地に関する災害の防止及び土壤の保全 の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す 森林の区域)</p>	1	G	
	2	A, B, C, D, G, H, I	
	3	B の一部	
	4	L, M, N, O	
	5	A, B, C, E, F, G, H の一部, I の一部, J の一部	
	6	A, B, C, D, E	

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す森林の区域)	8	B, C, D
	9	A の一部, B の一部, D の一部, E
	10	C の一部
	12	B の一部
	13	C の一部, I の一部, J の一部
	15	A の一部
	21	A の一部, B の一部
	24	C の一部
	25	D の一部
	26	A の一部, B の一部, G の一部
	27	A の一部
	28	A の一部
	29	A, B
	30	A, B
	31	A, C
	33	B の一部, C の一部
	34	B の一部
	46	A の一部, B の一部
	47	B
	48	A
	49	A, B, C
	50	C, E
	51	A
	52	A
	53	A
	54	A
	57	D の一部
	60	A の一部, C の一部, D の一部
	62	B の一部
	70	E
	71	B

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す森林の区域)	7 2	B
	7 3	A の一部
	7 8	A の一部, C の一部, D の一部
	7 9	C の一部
	8 0	C の一部, D の一部
	8 1	C の一部
	8 2	D の一部, E
	8 4	B の一部, C の一部, D の一部, E, F, G
	8 5	A, B, C, D, E, F, G, H, I
	8 6	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J
	8 7	A の一部, C, D, E, G, H, I
	8 8	B の一部
	8 9	A の一部
	9 1	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K
	9 2	D の一部, E の一部, F, G の一部
	9 3	H
	9 5	A, B の一部, C の一部, F の一部, H, I, J, K
	9 6	A の一部
	9 7	C の一部
	9 8	B の一部
	9 9	A の一部, B の一部, C の一部, G の一部
	1 0 1	B の一部, E, F, G
	1 0 2	A, D
	1 0 4	F の一部
	1 0 5	A の一部, B, C, D, E の一部
	1 0 6	A の一部, B の一部, C の一部, D の一部 H の一部

1 0 7	A, C の一部 E の一部, F, G, H I の一部, J の一部 K の一部, L の一部	
1 0 8	A の一部, C の一部, E, F, G の一部, H の一部, I の一部, J, K	
1 0 9	A, B, C, D	
1 1 0	M の一部	
1 1 4	H, I, J, K, L, M, N, O, P	
1 1 5	O	
1 1 6	C の一部, D の一部, F の一部	
1 1 7	A の一部, D の一部, E の一部, F の一部	
1 1 8	D	
1 1 9	A の一部, C の一部	
1 2 1	A の一部	
1 2 2	A の一部	
1 2 6	C の一部, D の一部	
1 2 7	A の一部, B, C	
1 2 8	A の一部, B の一部	
1 2 9	C の一部	
1 3 1	B の一部	
1 3 7	B の一部	
1 3 8	A の一部, C の一部	
1 3 9	A, B	
1 4 0	F, G, J	
1 4 1	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K	
1 4 3	A, B	
1 4 9	B	
1 5 0	A の一部	
1 5 1	A の一部, B の一部, C の一部	
1 5 3	A の一部	

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(一部指定区域については、図1に示す森林の区域)

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (一部指定区域については、図1に示す森林の区域)	154	Bの一部	
	157	Cの一部	
	160	A	
	161	Fの一部, Gの一部	
	162	Aの一部, Bの一部	
	164	Cの一部, Dの一部	
	169	C, D, E, F, G	
	170	A, B, C	
	171	Bの一部, Cの一部, Dの一部	
	172	Aの一部	
	173	Aの一部	
	174	A, B, C	
	175	Aの一部, C	
	176	A, B, C	
	177	A, B, Eの一部	
	178	B , Dの一部	
	179	Dの一部	
	180	Cの一部, Eの一部	
	181	Eの一部	
	182	Aの一部, Bの一部, Cの一部	
	183	Aの一部, Dの一部	
	184	Cの一部	
	185	Bの一部, Cの一部, Dの一部	
	186	Bの一部, C	
	187	Bの一部, Cの一部	
	188	Aの一部, Bの一部, C	
	189	Aの一部, Bの一部, Cの一部	
	190	Bの一部	
	191	Aの一部	
	192	Aの一部, Dの一部	
計			1517.52

	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			面積 (ha) 0
		1	C	
		2	E, F	
		3	E, F	
		4	D, E, F, G, H, I, J	
		5	D, H, I, J	
		8	E	
		9	A, B, C, D	
		1 6	F	
		8 4	A, B, C, D	
		9 9	A, B, C, D, E, F, G	
		1 0 0	A, B	
		1 0 1	A, B, C, D	
		1 1 8	B, C	
		1 2 1	B, C	
		1 2 2	A, C, D	
		1 2 3	A	
		1 2 4	A	
		1 2 5	A, B, C	
		1 2 6	A, B	
		1 2 9	A	
		1 4 8	A, B, C	
		1 5 0	A	
		1 5 1	A, B, C	
		1 5 2	A, B	
		1 5 3	A	
		1 5 4	A, B	
		1 5 5	A, B	
		1 5 6	A, B, C	
		1 5 7	A, B, C	

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 6 0	B, C, D, E	
		1 6 2	A, B, D, E, G	
		1 6 4	A, B	
		1 8 0	A, B, C, D, E, F	
		1 8 1	A, B, C, D, E, F, G	
		1 8 9	A, B, C	
		1 9 0	A, B, C	
		1 9 1	A, B	
		1 9 2	A, B, C, D, E, F, G, H	
		1 9 3	A, B, C, D, E	
計			1 5 0 6 . 6 8	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		4	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O	
		5	A, B, C, E, F, G	
		6	A, B, C, D, E, F, G	
		7	A, B, C, D, E	
		8	A, B, C, D, E	
		1 0	A, B, C, D	
		1 2	A, B, C, D, E	
		1 3	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J	
		1 4	A, B, C	
		1 5	A	
		1 6	A, B, C	
		1 7	B, C, D	
		1 8	A, B, C	
		1 9	A, B, C, D	
		2 0	A, B, C, D	
		2 2	A, B, C, D	
		2 3	A, B, C	
		2 4	A, B	
		2 5	A, B, C, D	
		2 6	A, B, C, D, E, F, G	
		2 7	A, B, C, D, E	

木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	2 8	A
	2 9	A, B
	3 3	A, B, C
	3 6	A
	3 9	A
	4 0	A
	4 7	A, B
	4 9	A, C
	5 0	A, B, C, D, E
	5 3	A
	5 4	A, B
	5 6	A, B, C, D
	5 7	A, B, C, D
	5 8	A, B, C, D, E, F, G
	5 9	A, B, C, D
	6 0	A, B, C, D
	6 1	A, B, C, D
	6 2	A, B, C, D
	7 0	A, B, C, D, E, F
	7 1	A, B, C, D
	7 2	A, B
	7 7	A, B, C, D, E, F
	8 1	A, B, C
	9 0	A, B
	9 1	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K
	1 0 0	A, B
	1 0 1	A, B, C, D, E, F, G
	1 0 2	A, B, C, D, E, F, G
	1 0 3	A, B, C, D, E, F, G
	1 0 4	A, B, C, D, E, F
	1 0 7	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M
	1 0 8	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K

木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	1 0 9	A, B, C, D, E, F, G, H, I	
	1 1 0	A, B, C, D, G, H, I, J, K, L, M, N	
	1 1 1	A, B, C, D, E, F	
	1 1 2	A, B, C, D, E, F	
	1 1 3	A, B, C, D, E, F, G, H	
	1 1 4	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P	
	1 1 5	A, B, C, D, E, F, G , H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z	
	1 2 1	A, B, C	
	1 3 3	A, B, C	
	1 3 4	A, B, C	
	1 3 5	A, B, C	
	1 3 6	A, B, C	
	1 3 7	A, B	
	1 4 0	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J	
	1 4 1	A, D, E, F, GH, I, J, K	
	1 4 2	A, B, C, D	
	1 4 4	A, B	
	1 4 5	A, C	
	1 4 6	A	
	1 4 8	A, B, C, D	
	1 4 9	A, B	
	1 5 0	A	
	1 5 1	A, B, C	
	1 5 2	A, B	
	1 5 3	A	
	1 5 4	A, B	
	1 5 5	A	

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 5 7	A, B	
	1 5 8	A, B	
	1 5 9	A	
	1 6 0	A, B, C, D, E	
	1 6 1	A, B, C, D, E, F, G	
	1 6 2	F, G	
	1 6 3	A	
	1 6 4	A, B, C, D, E	
	1 6 5	A, B, C, D	
	1 6 6	A, B, C, D	
	1 6 7	A, B, C, D	
	1 6 8	B	
	1 6 9	A, B, C, D, E, F, G	
	1 7 1	B, D	
	1 7 3	A, B	
	1 8 6	A, B, C	
	1 8 7	A, B, C	
	1 8 8	A, B, C	
	1 9 2	A, B, C, D, E, F, G, H	
	1 9 3	A, B, C, D, E	
計		5 6 8 1 . 9 4	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と同じ		面積 (ha) 3 7 9 0 . 7 1

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別表1と同じ (一部指定区域については、図1に示す森林の区域以外)	9198.66
	長伐期施業を推進すべき森林	別表1と同じ (一部指定区域については、図1に示す森林の区域)	1517.52
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

【別表3】

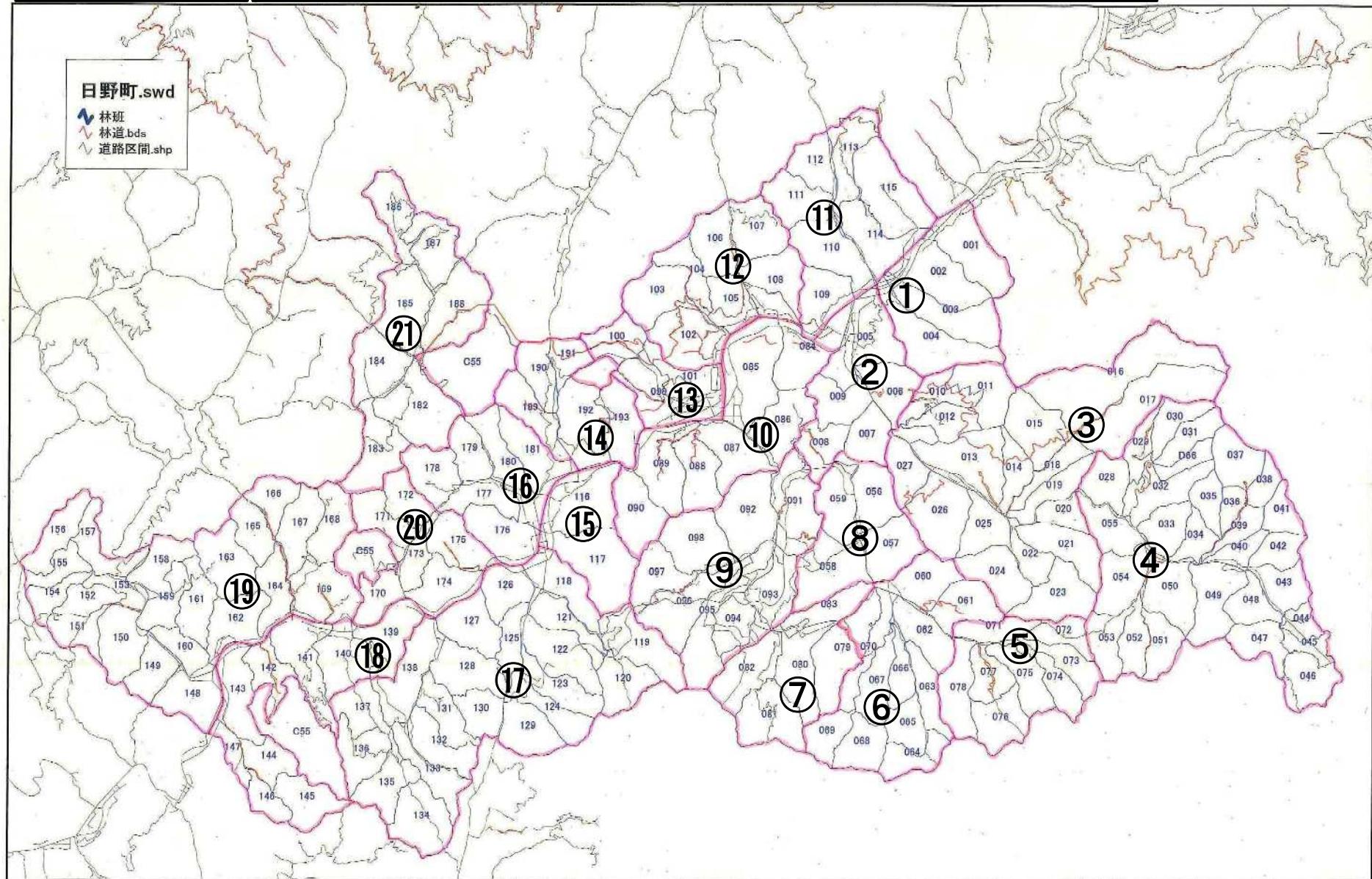
番号	区域名	林班	林班数	区域面積(ha)
1	貝原・三谷	1. 2. 3. 4.	4	356.96
2	根雨・高尾	5. 6. 7. 8. 9	5	299.06
3	金持	10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27	18	1,314.24
4	板井原	28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55	28	1,289.23
5	三土	71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78	8	404.50
6	秋繩	60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70	11	561.21
7	門谷	79. 80. 81. 82. 83	5	347.85
8	濁谷	56. 57. 58. 59	4	270.64
9	奥渡	91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98	8	567.28
10	本郷	84. 85. 86. 87. 88. 89. 90	7	500.11
11	舟場・野田	109. 110. 111. 112. 113. 114. 115	7	509.88
12	津地・安原	102. 103. 104. 105. 106. 107. 108	7	454.42
13	下榎	99. 100. 101	3	153.96
14	下黒坂	189. 190. 191. 192. 193	5	273.01
15	下菅	116. 117	2	193.90
16	黒坂	176. 177. 178. 179. 180. 181	6	322.52
17	中菅	118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133 134. 135. 136. 137. 138	21	1,353.17
18	上菅	139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146 147	9	471.46
19	福長	148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163 164. 165. 166. 167. 168. 169	22	1,196.28
20	小河内	170. 171. 172. 173. 174. 175	6	288.55
21	久住	182. 183. 184. 185. 186. 187. 188	7	571.87
		合計	193	11,700.10

[付属資料]

区分	森林の区域
計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	別添図面1のとおり

別添図面 1

森林整備計画区域設定図 日野町



1:60000

別添図面2

日野町 森林整備計画 公益的機能別ゾーニング図面



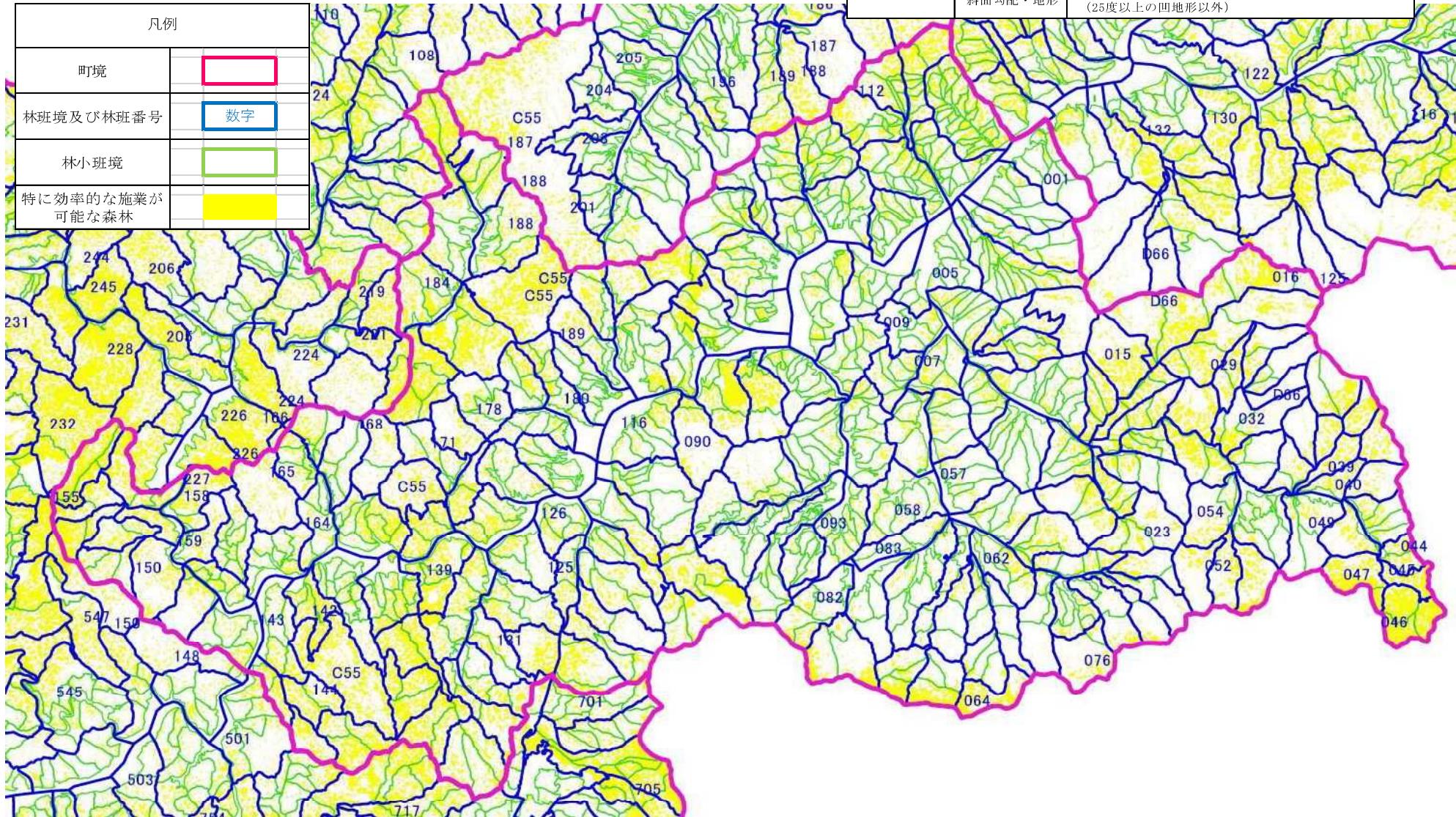
かん
水面
かん
山土
かん
快速
かん
保健
かん
木材
かん
水路+山土
かん
水路+快速
かん
水路+保健
かん
山土+快速
かん
山土+保健
かん
快速+保健
かん
水路+山土+快速
かん
水路+山土+保健

1 : 20000

別添図面3

日野町 森林整備計画 公益的機能別ゾーニング図面
特に効率的な施業が可能な森林

特に効率的な施業が可能な森林（生産適地）の抽出条件		
区分	項目	内 容
生産効率性	幹線までの距離	林道、林業専用道、国道、県町、市町村道の350m範囲内 もしくは350m範囲外の勾配30°以下
災害発生リスク	家屋からの距離	2kmより遠い
	斜面勾配・地形	25度未満若しくは25度以上の平衡・凸地形 (25度以上の凹地形以外)



日野町森林整備計画 図 1

